5.317A
一次的基礎で移動業務に分配されている第二地域での698―960MHzの周波数帯並びに第一地域及び第三地域での790―960MHzの周波数帯については、ＩＭＴを導入しようとする主管庁によって特定される（必要に応じて、決議第224（ＷＲＣ―12、改）及び決議第749（ＷＲＣ―12、改）参照）。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。
5.318
付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコでは849―851MHz及び894―896MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空機による公衆通信のため航空移動業務にも分配する。849―851MHzの周波数帯の使用は航空局からの送信に限り、また、894―896MHzの周波数帯の使用は航空機局からの送信に限る。
5.319
付加分配：ベラルーシ、ロシア及びウクライナでは、806―840MHz（地球から宇宙）及び856―890MHz（宇宙から地球）の周波数帯は、航空移動衛星(R)を除く移動衛星業務にも分配する。この業務によるこれらの周波数帯の使用は、他の国で分配表に従って運用する業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこれらの局からの保護を要求してはならない。また、関係主管庁間の特別協定に従うことを要する。
5.320
付加分配：第三地域では、806―890MHz及び942―960MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で航空移動衛星(R)を除く移動衛星業務にも分配する。この業務による使用は、国境内での運用に限る。この同意を求めるに当たり、有害な混信を生じさせないよう適当な保護が分配表に従って運用する業務に与えられるべきである。
5.321（未使用）
5.322
第一地域では、862―960MHzの周波数帯の放送業務の局は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、アルジェリア、ブルンジ、エジプト、スペイン、レソト、リビア、モロッコ、マラウイ、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、タンザニア、ジンバブエ及びザンビアを除くアフリカ放送区域（無線通信規則第5.10号から第5.13号まで参照）に限り、運用できる。
5.323
付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは862―960MHzの周波数帯、ブルガリアでは862―890.2MHz及び900―935.2MHzの周波数帯、ポーランドでは2017年12月31日まで862―876MHzの周波数帯並びにルーマニアでは862―880MHz及び915―925MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。この使用は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従い、関係主管庁の同意を得ることを条件とし、1997年10月27日現在運用中である地上に設置された無線標識の寿命の終了までに限る。
5.324（未使用）
5.325
業務の種類の地域差：アメリカ合衆国では、無線標定業務に対する890―942MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。
5.325A
業務の種類の地域差：キューバでは、陸上移動業務に対する902―915MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする。
5.326
業務の種類の地域差：チリでは、903―905MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、移動業務（航空移動を除く。）に一次的基礎で分配する。
5.327
業務の種類の地域差：オーストラリアでは、無線標定業務による915―928MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。
5.327A
航空移動（Ｒ）業務による960―1164MHzの周波数帯の使用は、認知された国際航空標準に従い運用されるシステムに限る。この使用は、決議第417（ＷＲＣ―12、改）に従うものとする。
5.328
航空無線航行業務による960―1215MHzの周波数帯の使用は、航空機上の航空援助電子装置及び直接これに関係する地上施設の使用及び発達のために世界的基礎で保留する。
5.328A
1164―1215MHzの周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第609（ＷＲＣ―07、改）の規定に従って運用するものとし、960―1215MHzの周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用されない。無線通信規則第21.18号の規定を適用する。
5.328B
完全な調整情報又は通告情報が2005年１月１日後に無線通信局に受領された無線航行衛星業務のシステム及びネットワークによる1164―1300MHz、1559―1610MHz及び5010―5030MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.12号、第9.12A号及び第9.13号の規定に従うことを条件とする。決議第610（ＷＲＣ―03）も適用するが、無線航行衛星業務（宇宙から宇宙）のシステム及びネットワークの場合、決議第610（ＷＲＣ―03）は、送信宇宙局にのみ適用される。無線通信規則第5.329A号に従って、1215―1300MHz及び1559―1610MHzの周波数帯での無線航行衛星業務（宇宙から宇宙）のシステム及びネットワークについては、無線通信規則第9.7号、第9.12号、第9.12A号及び第9.13号の規定は、無線航行衛星業務（宇宙から宇宙）における他のシステム及びネットワークに関してのみ適用される。
5.329
1215―1300MHzの周波数帯は、無線通信規則第5.331号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また、当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる。さらに、1215―1300MHzの周波数帯を使用する無線航行衛星業務は、無線標定業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。無線通信規則第5.43号は、無線標定業務には適用しない。決議第608（ＷＲＣ―03）を適用する。
5.329A
1215―1300MHz及び1559―1610MHzの周波数帯で運用する無線航行衛星業務（宇宙から宇宙）のシステムは安全業務のアプリケーションを提供するためのものではなく、かつ、無線航行衛星業務（宇宙から地球）のシステム又は周波数分配表に従って運用するその他の業務に更なる制限を課してはならない。
5.330
付加分配：アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、中華人民共和国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、ネパール、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、1215―1300MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。
5.331
付加分配：アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中華人民共和国、大韓民国、クロアチア、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、